

# 仕 様 書

## I 概 要

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 1 年度及び名称 | 令和4年度及び令和5年度日高振興局健康福祉部電力調達          |
| 2 需要場所   | 和歌山県日高振興局健康福祉部<br>和歌山県御坊市湯川町財部859-2 |
| 3 業種及び用途 | 官公署（事務所）                            |

## II 仕 様

- 1 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式、蓄熱式負荷設備、発電設備等

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 供給電気方式     | 交流3相3線式   |
| (2) 供給電圧（標準電圧） | 6,000V  |
| (3) 計量電圧（標準電圧） | 6,000V  |
| (4) 標準周波数      | 60Hz  |
| (5) 供給方式       | 1回線受電   |
| (6) 蓄熱式負荷設備    | 無   |
| (7) 発電設備       | ①非常用自家発電装置<br>(ア) 定格出力 5.2kVA<br>(イ) 台数 1台<br>(ウ) 用途 非常<br>(エ) 定格電圧 100V<br>(オ) 系統連系の有無 無<br>(カ) アンシラリーサービス料対象容量 0kW<br>②非常用自家発電装置<br>(ア) 定格出力 43kVA<br>(イ) 台数 1台<br>(ウ) 用途 非常<br>(エ) 定格電圧 220V<br>(オ) 系統連系の有無 無<br>(カ) アンシラリーサービス料対象容量 0kW |

- 2 予定契約電力及び予定調達電力量

- |            |           |
|------------|-----------|
| (1) 予定契約電力 | 常時電力 55kW |
|            | 予備電力 0kW  |

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(2) 予定調達電力量 85,485 kWh

令和4年9月1日0時00分～令和5年8月31日24時00分までの電力量見込み月別の予定調達電力量は、次のとおり

月別予定調達電力量

(単位：kWh)

年 月	予定調達電力量
令和4年9月分	6,970
令和4年10月分	5,544
令和4年11月分	4,221
令和4年12月分	7,984
令和5年1月分	11,114
令和5年2月分	11,827
令和5年3月分	7,583
令和5年4月分	4,369
令和5年5月分	4,425
令和5年6月分	4,730
令和5年7月分	7,647
令和5年8月分	9,071
合 計	85,485

3 契約期間

自 令和4年9月1日0時00分 から 至 令和5年8月31日24時00分

4 電力量等の検針

自動検針装置 有

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

計量器の構成 電力需給用複合計器（通信機能付）

5 需給地点

日高振興局健康福祉部構内第1柱上に敷設した高圧開閉器電源側接続点

6 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

7 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

Ⅲ その他

- 1 力率は、高圧コンデンサーを設置しており、契約期間中100%を保持する予定。
- 2 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- 3 非常用自家発電設備5.2kVA×1台、43kVA×1台を有している。
- 4 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位

で四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は、1 kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(3) 力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

5 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2020年4月1日実施）、高圧電力AS（主契約料金表）（令和2年4月1日実施）による。

6 燃料費調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（2020年4月1日実施）を契約終了日まで用いること。